

京都市告示第 3 2 4 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 2 8 日

京都市長 松井 孝治

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	小山水0042号	旧	京都市山科区小山北溝町15番地の4地先 京都市山科区小山北溝町1番地の2地先
		新	京都市山科区小山北溝町15番地の4地先 京都市山科区小山北溝町13番地の3地先
2	小山水0046号	旧	京都市山科区小山北溝町15番地の4地先 京都市山科区小山北溝町1番地の2地先
		新	京都市山科区小山北溝町13番地の3地先 京都市山科区小山北溝町11番地の3地先
3	小山水0048号	旧	京都市山科区小山北溝町15番地の4地先 京都市山科区小山北溝町1番地の2地先
		新	京都市山科区小山北溝町11番地の3地先 京都市山科区小山北溝町1番地の2地先

(産業観光局農林振興室)